



## 神戸MGカークラブ規約

神戸MGカークラブ(以下「クラブ」または「会」と言う)の規約について、下記に定めるとおりとする。

### 1. クラブの名称

クラブの和名称を「神戸MGカークラブ」、英名称を「Kobe MG Car Club」、略称を「KMGCC」とする。

### 2. クラブの目的・主旨

旧き良き時代の英国製スポーツカーMGを末永く維持することを目的とする。合わせて、MGを媒介として、古き良き伝統を重んじる英国文化に親しみ、会員相互の親睦と発展を図ることを旨とする。

### 3. 事務局

会長1名、副会長1名、会計1名をもって構成する。

\* 事務局の所在地: 神戸市東灘区西岡本 7-8-21

### 4. 運営

クラブ運営全般の決定事項は原則として定例ミーティングで議決する。但しやむを得ぬ緊急事態発生時には事務局が最善の策を講じ、事後承諾とする場合もある。

### 5. 定例ミーティング

原則として奇数月の第2土曜日の午後8時より開催する。正会員・準会員は基本的に出席する義務がある。

### 6. 会計規則

クラブの会計規則について以下のように定める。

\* クラブの会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

\* 入会金・年会費・その他イベント参加費やレガリア購入費などの支払は、原則として金融機関への振込のみとする。

\* 年会費の納入期間は、当該会計年度開始前後の3月1日～4月30日の2ヵ月間とする。万一、年会費納入が遅延した場合、事務局は遅延期間中の会報郵送を停止するなど、会員の権利を一部剥奪することがある。

\* 事務局は、年会費の滞納者に対し督促を行うが、長期間の滞納者に対しては第11条に定めるところにより、退会を申し渡すことができる。

### 7. 入会金および年会費

入会金及び年会費を以下のように定める。

\* 入会を承認された希望者は入会時に入会金として金 8,000 円を納める義務を負う。

\* 但し、10月1日より翌年3月31日までに入会した場合は、その年度の年会費を半額金 4,000 円とする。

\* 正会員・準会員はその年の4月1日より翌年3月31日までの年会費として定められた金額を納める義務を負う。

\* 入会金・会費は指定の銀行口座または郵便口座への振込を原則とする。



## 8. 会員番号

会員番号は正会員のみにも与えられる。会員番号の基準を以下のように定める。

- \* 会員番号は正会員登録順とし、同時登録の場合は五十音順とする。
- \* 脱退会員の会員番号は欠番とする。
- \* 休会会員の会員番号は保留され、正会員復帰時に会員番号も復帰する。

## 9. 入会資格

- \* 新規入会資格を有するのはMGオーナーに限る。
- \* 但し、現会員についてはMGオーナーでなくても既得権を認める。
- \* 入会希望者は正会員の推薦者2名以上を必要とする。

## 10. 会員

クラブは、正会員・準会員・休会員により構成される。各会員は第2条「クラブの目的・主旨」を良く理解し、会員相互に尊重し合い和を重んじ、会がスムーズに運営されるよう事務局をサポートする義務がある。

### 10-1. 正会員

- a) 正会員登録時に会員番号を付与され、クラブ特製ステッカーの付与、および会員バッジの無償貸与を受ける。
- b) クラブのカーバッジの貸与を有償で受ける権利がある。
- c) クラブの年次諸活動に積極的に参加する義務がある。
- d) 会報の受領、電子メールのメーリングリストへの登録および年次諸活動への参加の権利がある。
- e) 年会費を納める義務がある。
- f) 自動車運転者としての自覚を有し、常に法を遵守し安全運転を心がけ、一般運転手の範たらんこと。

### 10-2. 準会員

- a) 入会希望者は推薦者署名入りの入会書類を事務局へ提出する。
- b) 事務局から受理承認及びクラブ口座連絡を受け、入会金と当年度の年会費を入金する。
- c) 入金確認後、入会と見なされる。
- d) 入会後は準会員とし、クラブの定例ミーティング及び諸活動に規定回数参加し、且つ、会にふさわしい人物であると判断された後に、原則として定例ミーティングの場をもって正会員登録される。
- e) 規定回数は入会后1年を目処に、  
定例ミーティング、諸活動、会報誌 'Cream Crackers' への寄稿のうち、いずれか4回の参加  
又は実施とする。
- f) 準会員は会員番号が付与されず、クラブ特製ステッカーの付与、会員バッジの無償貸与は受けられない。
- g) クラブのカーバッジの貸与は受けられない。
- h) クラブの定例ミーティング及び、年次諸活動に積極的に参加し、会の目的や雰囲気をよく理解すること。
- i) そのイ也については、上記正会員の権利と義務 10-1.d)、10-1.e)、10-1.f)、を適応する。

### 10-3. 休会員

正会員が、病気などの事由でやむを得ずその義務を履行できない場合は、本人の申し出と事務局の承認により休会員となることができる。休会員は基本的に 10-1. 正会員に準ずるが、10-1.c)、10-1.d)、10-1.e) に関する権利を有さず、また義務も負わない。休会員は本人の申し出、事務局承認と 10-1.c)、10-1.d)、10-1.e) の履行をもって随時正会員への復帰を果たすことができる。



## 11. 会員資格の消滅(退会)

以下の場合に正・準・休を問わず、会員資格は消滅する。

- \* 会員本人が死亡した場合
- \* 会員本人から申し出があった場合
- \* 年会費を1年以上にわたり滞納した場合

会員資格が消滅した場合には、カーバッジ・会員バッジを速やかに事務局に返却しなければならない。また入会金・年会費・カーバッジ貸与料・その他クラブに支払った、または立て替えた金品は本人に一切返却されない。

## 12. 表彰

### 12-1 永年会員表彰

事務局の決定に基づき、入会から一定年を経過し、クラブの発展に継続的に貢献した会員を「永年会員」として表彰する。ただし、準会員・休会員は原則として永年会員表彰の対象とはならない。また休会員が正会員に復帰した場合、休会期間は永年会員表彰の対象期間とは見なさない。

### 12-2 その他の表彰

事務局の決定に基づき、クラブに対し特に著しい貢献・功績があったと見なされる会員は、随時表彰される場合がある。

## 13. 除名

以下の場合に正・準・休を問わず、会員は除名され、再度付与されることはない。

なお、事務局は本人に一方的に除名通告を行う権限を有する。

- \* クラブの名誉と信頼を著しく失墜させた場合
- \* 暴力、または暴力と見なされる行為、言動を行った場合
- \* 布教や商活動など、第2条「クラブの目的・趣旨」にそぐわない行為を目的に入会したと見なされる場合
- \* その他、会にふさわしくない人物であると判断された場合

会員が除名された場合には、カーバッジ・会員バッジを速やかに事務局に返却しなければならない。また入会金・年会費・カーバッジ貸与料・その他クラブに支払った、または立て替えた金品は原則として本人に一切返却されない。

## 14. クラブの運営の詳細は別途定める内規に従って行なう。

## 15. その他

本規約は1992年 1月 1日に公布され、同年 4月 1日に施行される。

本規約は1999年 1月 9日に改定され、同年 2月 1日に施行される。

本規約は1999年 7月13日に改定され、同年 7月13日に施行される。

本規約は2000年 9月 8日に改定され、同年 9月 8日に施行される。

本規約は2002年 6月 3日に改定され、同年 6月 3日に施行される。

本規約は2003年 9月13日に改定され、同年 9月13日に施行される。

本規約は2006年12月 1日に改定され、同年12月 1日に施行される。

本規約は2008年 1月12日に改定され、同年 1月12日に施行される。

本規約は2011年11月12日に改定され、同年11月12日に施行される。

本規約は2012年 1月14日に改定され、同年 1月14日に施行される。

本規約は2015年 1月10日に改定され、同年 1月10日に施行される。

本規約は2016年 7月 9日に改定され、同年 7月 9日に施行される。

本規約は2017年 3月11日に改定され、同年 3月11日に施行される。